



食安発第 0227001 号
平成 19 年 2 月 27 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 19 年厚生労働省告示第 26 号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が下記のとおり改正されることとなること、またこれに伴い「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第 11 条第 3 項の施行に伴う関係法令の整備について」（平成 17 年 11 月 29 日付け食安発第 1129001 号当職通知。以下「施行通知」という。）の一部について、下記のとおり改正することとしたので、その運用に遺憾のなきよう取り計らわれたい。また、当該改正の内容につき、関係者への周知方よろしくお願いする。

なお、参考として改正後の施行通知全文を添付する。

記

第 1 改正の概要

1 告示改正の概要

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた、添加物ヒドロキシプロピルメチルセルロースの使用基準を廃止すること。ただし、その使用にあたっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないよう、関係業者に周知されたい。
- (2) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品オフロキサシンについて、畜水産食品等に係る残留基準値を改めて設定すること（別添 1 参照）。

- (3) 法第11条第1項の規定に基づき、農薬フルベンジアミド及びボスカリドについて、農産食品等に係る残留基準値を設定すること(別添2参照)。なお、フルベンジアミドに係る試験法については、本日付け食安発第0227004号当職通知を参照されたい。
- (4) 告示中一般規則の11として、「6又は9に定めるもののほか、5から9までにおいて成分規格が定められていない食品を原材料として製造され、又は加工される食品については、当該製造され、又は加工される食品の原材料たる食品が、法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えて、農薬等の成分である物質(同項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。)を含有するものであつてはならない。」を加えること。

2 施行通知改正の概要

施行通知の「第2 改正及び制定の要旨」の「3 残留基準等告示関係」の(7)の参考すべきものとして「一般規則の11」を追加するとともに、(8)の次に以下の項を加えること。

(9) 改正後の一般規則の11について

食品規格が定められていない食品を原材料として製造され、又は加工される食品については、当該加工食品の原材料が一律基準に適合していれば、当該加工食品についても当該食品に残留する農薬等の残留値によらずに食品規格に適合するものと解し、一律基準の規制対象とならないものとして扱うこと。

第2 適用期日

告示の公布日から適用すること。

第3 その他

法に基づく残留基準値の設定に合わせ、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づくフルベンジアミドの農薬としての登録及びボスカリドに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。

別添1

オフロキサシン（合成抗菌剤）

食品名	残留基準値（改正後） ppm	残留基準値（改正前） ppm
鶏の筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分 ^(注1)	0.05	0.05

（注1） 筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く食用に供される部分をいう。

別添2

フルベンジアミド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.03
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	10
はくさい	5
キャベツ	3
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	15
ねぎ(リーキを含む)	3
トマト	0.7
りんご	1
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
もも	0.05
いちご	2
茶	40

ボスカリド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.1	0.1
小豆類(いんげん、ささげを含む※)	2.5	2.5
えんどう	2.5	2.5
そらまめ	2.5	2.5
らっかせい	0.05	0.05
その他の豆類(注1)	2.5	2.5
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む)	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも(長いもをいう)	0.05	0.05
その他のいも類(注2)	0.05	0.05
かぶ類の葉	10	10
西洋わさび	0.7	0.7
はくさい	3.0	3.0
キャベツ	3.0	3.0
芽キャベツ	3.0	3.0
ケール	18	18
こまつな	18	18
きょうな	18	18
チンゲンサイ	18	18
カリフラワー	3.0	3.0
プロッコリー	3.0	3.0
その他のあぶらな科野菜(注3)	18	18
ごぼう	0.7	0.7
サルシフィー	0.7	0.7
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	11	11
その他のきく科野菜(注4)	0.7	0.7
たまねぎ	3.0	3.0
ねぎ(リーキを含む)	3.0	3.0
にんにく	3.0	3.0
にら	3.0	3.0
その他のゆり科野菜(注5)	3.0	3.0

ボスカリド(殺菌剤)(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
にんじん	0.7	0.7
ペースニップ	0.7	0.7
その他のせり科野菜(注6)	0.7	0.7
トマト	5	3
ピーマン	10	1.2
なす	2	2
その他のなす科野菜(注7)	1.2	1.2
きゅうり(ガーキンを含む)	5	5
かぼちゃ(スカッシュを含む)	1.6	1.6
しろとうり	1.6	1.6
すいか	1.6	1.6
メロン類果実	1.6	1.6
まくわうり	1.6	1.6
その他のうり科野菜(注8)	1.6	1.6
たけのこ	1.6	1.6
しょうが	0.05	0.05
未成熟えんどう	1.6	1.6
未成熟いんげん	1.6	1.6
えだまめ	2.0	2.0
その他の野菜(注9)	1.6	1.6
みかん	1	
なつみかんの果実全体	10	
レモン	10	
オレンジ	10	
グレープフルーツ	10	
ライム	10	
その他のかんきつ類果実(注10)	10	
りんご	3.0	3.0
日本なし	3.0	3.0
西洋なし	3.0	3.0
マルメロ	3.0	3.0
びわ	3.0	3.0
もも	1.7	1.7
ネクタリン	1.7	1.7
あんず(アプリコットを含む)	1.7	1.7
すもも(プルーンを含む)	1.7	1.7
おうとう(チェリーを含む)	3	3
いちご	15	15
ラズベリー	3.5	3.5
ブラックベリー	3.5	3.5
ブルーベリー	3.5	3.5
ハックルベリー	3.5	3.5
その他のベリー類果実(注11)	3.5	3.5
ぶどう	10	10
その他の果実(注12)	1.2	1.2
ひまわりの種子	0.60	0.60
なたね	3.5	3.5
ぐり	0.70	0.70
ペカン	0.70	0.70
アーモンド	0.70	0.70
くるみ	0.70	0.70
その他のナッツ類(注13)	0.70	0.70
ホップ	35	35
みかんの果皮	40	2.5
その他のスペイス(注14) (みかんの果皮を除く)	2.5	2.5
スペアミント	30	30
ペパーミント	30	30

ボスカリド(殺菌剤)(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のハーブ(注15)(スペアミント及びペパーミントを除く)	18	18
牛の筋肉	0.10	0.10
豚の筋肉	0.05	0.05
羊の筋肉	0.10	0.10
馬の筋肉	0.10	0.10
山羊の筋肉	0.10	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注16)(馬、羊及び山羊を除く)の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.30	0.30
豚の脂肪	0.10	0.10
羊の脂肪	0.30	0.30
馬の脂肪	0.30	0.30
山羊の脂肪	0.30	0.30
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.35	0.35
豚の肝臓	0.10	0.10
羊の肝臓	0.35	0.35
馬の肝臓	0.35	0.35
山羊の肝臓	0.35	0.35
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.35	0.35
豚の腎臓	0.10	0.10
羊の腎臓	0.35	0.35
馬の腎臓	0.35	0.35
山羊の腎臓	0.35	0.35
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.35	0.35
豚の食用部分	0.10	0.10
羊の食用部分	0.35	0.35
馬の食用部分	0.35	0.35
山羊の食用部分	0.35	0.35
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の食用部分	0.05	0.05
乳	0.10	0.10
鶏の筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.10	0.10
鶏の腎臓	0.10	0.10
鶏の食用部分	0.10	0.10
鶏の卵	0.02	0.02
その他の家きん(注17)の卵	0.02	0.02
なたね油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)	5.0	5.0
らっかせい油(食用植物油脂の日本農林規格(昭和44年農林省告示第523号)に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)	0.15	0.15
干しうどり	8.5	8.5

ボスカリド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 改正後 ppm	基準値 現行 ppm
かぶ類の葉	10	10
トマト	5	3
ピーマン	10	1.2
みかん	1	
なつみかんの果実全体	10	
レモン	10	
オレンジ	10	
グレープフルーツ	10	
ライム	10	
その他のかんきつ類果実(注1)	10	
みかんの果皮	40	2.5
その他のスパイス(注2)(みかんの果皮を除く)	2.5	2.5
その他のハーブ(注3)(スペアミント及びペペermintを除く)	18	18
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注4)(馬、羊及び山羊を除く)の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の食用部分	0.05	0.05

(注1) その他のかんきつ類果実とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注2) その他のスパイスとは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、どうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注3) その他のハーブとは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注4) その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注5) 食用部分とは、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く食用に供される部分をいう。

参考

表中にはない食品については、一律基準値(0.01ppm)が適用される。

※いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

1. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
2. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
3. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
4. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
8. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
9. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。
10. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスペイス以外のものをいう。
11. 「その他のベリー類」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
12. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パインアップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ

ツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

13. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

14. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

15. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

16. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

17. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

食安発第1129001号
平成17年11月29日
(最終改正:平成19年2月27日)

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条
第3項の施行に伴う関係法令の整備について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号。以下「一部改正法」という。）による改正後の食品衛生法第11条第3項の規定については、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成17年政令第345号）により、平成18年5月29日より施行されることとされたが、これに伴い、食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を定める件（平成17年厚生労働省告示第497号。以下「一律基準告示」という。）、食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を定める件（平成17年厚生労働省告示第498号。以下「対象外物質告示」という。）、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成17年厚生労働省告示第499号。以下「残留基準等告示」という。）、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第166号）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第167号）及び食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件（平成17年厚生労働省告示第495号）が本日公布されたところである。

本日公布された関係法令の内容等は下記のとおりであるので、貴職におかれでは、今回の整備の趣旨を十分御理解いただき、貴管内関係業者、関係団体、関係機関等に対し、その周知徹底を図るとともに、運用に遺憾のないように留意されたい。

記

第1 改正及び制定の背景

一部改正法により食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）に第11条第3項の規定が新設された。これにより残留農薬等に関するいわゆるポジティブリスト制度が導入され、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。）が、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならないこととされた。

ただし、同条第1項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、当該規格によることとされた。

第2 改正及び制定の要旨

1 一律基準告示関係

一律基準告示により、法第11条第3項に規定する人の健康を損なうおそれのない量（以下「一律基準」という。）として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を0.01ppmと定めたこと。

国内外において使用される農薬等（農薬、飼料添加物及び動物用医薬品をいう。以下同じ。）は、その使用に先立ち、毒性などについて一般的に評価が行われており、その評価結果を踏まえ、使用対象作物や使用量などが制限されたり、使用される作物等に対してその使用方法や当該農薬等の食品に残留する量の限度（以下「残留基準」という。）が設定されており、一律基準は、残留基準が定められていない農薬等に対し適用されることとなること。

一律基準については、FAO／WHO食品添加物専門家会議（JECFA）による香料の評価や米国医薬品食品庁（FDA）において容器からの溶出物等の間接添加物の評価に際し用いられている『許容される暴露量』や国内又はFAO／WHO残留農薬専門家会議（ JMPR）若しくはJECFAでこれまでに評価された農薬及び動物用医薬品の『許容一日摂取量（ADI）』等を考慮すると、一律基準が適用されるような場合の個々の農薬等の摂取の許容量の目安として $1.5\mu\text{g}/\text{day}$ を用いることが妥当であると考えられる。我が国の国民の食品摂取量を踏まえ、一律基準によって規制される農薬等の摂取量が当該目安を超えることがないよう、一律基準として0.01ppmを定めることとした。

2 対象外物質告示関係

対象外物質告示により、法第11条第3項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかなものとして厚生労働大臣が定める物質（以下「対象外物質」という。）を定めたこと。

対象外物質は、一般に使用されている農薬等及びその成分である物質が化学的に変化して生成した物質のうち、その残留の状態や程度などからみて、農畜水産物にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれがないことが明らかであるものであること。

対象外物質については、農畜水産物の生産時に農薬等として使用された結果、食品に当該農薬等及びこれらが化学的に変化して生成したものが残留した場合について、国内でのこれまでの評価、JECFAや JMPRによる評価、我が国の農薬取締法（昭和23年法律第82号）等における取扱い、JECFA等で科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき残留基準を設定していると考えられる国や地域における取扱いなどを参考に、基本的に以下の考え方に基づき定めることとした。

- (1) 農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の状態や程度からみて、農畜水産物にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれがないことが明らかであるもの
- (2) 我が国の農薬取締法に規定される特定農薬のほか、現時点で登録保留基準が設定されていない農薬のうち、当該農薬を使用し生産された農産物を摂取したとしても、直ちに人の健康を損なうおそれのないもの
- (3) 海外において残留基準を設定する必要がないとされている農薬等のうち、使用方法等に特に制限を設けていないもの

3 残留基準等告示関係

残留基準等告示により、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の第1 食品の部A 食品一般の成分規格（以下「一般規則」という。）を改正し、法第11条第1項の規定に基づき定める食品規格を整備したこと。

農薬等の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）について、法第11条第1項の食品規格が定められている場合は、一律基準の適用対象とならないこと。

改正後の一般規則の概要は以下のとおりであること。

- (1) 改正後の一般規則の1について

本規定は、改正前の一般規則の1及び2を統合した上で改正したものであり、全ての食品について、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質（以下単に「抗菌性物質」という。）を含有してはならない、という原則を定

めるものであること。

改正前的一般規則においては、抗生物質については同様の規定が置かれているが、抗菌性物質については、規制の対象となる食品を食肉・食鳥卵・魚介類に限定して「含有してはならない」規定が置かれているにとどまっていたところ、法第11条第3項の施行に当たって、原則として全ての食品について食品衛生法上の規格が定められることとなったため、平仄をあわせるという観点から、抗菌性物質の「含有してはならない」規定についても、全ての食品が対象となるよう今回の改正により手当したこと。

また、今回の改正により新たに一般規則に加えられた規定についても本規定中に反映させたこと。

なお、規制対象となる抗菌性物質については、従前のとおりであること。

(2) 改正後的一般規則の2から4までについて

改正前的一般規則の3から5までの規定が繰り上がったものであること。

(3) 改正後的一般規則の5について

本規定は、全ての食品について、原則として含有されてはならない農薬等の成分である物質の一覧表（改正後的一般規則5の(1)の表）を掲げると共に、当該物質が含有されていないことを確認するための試験法（改正後的一般規則5の(3)～(15)）及び試験法の検体となる当該食品の部位（改正後的一般規則5の(2)の表）を示す規定であること。

本規定において示す試験法により当該物質が検出されなかつた場合に、当該物質が「不検出」とあるとされること。

本規定により不検出とされる農薬等の成分である物質の残留が確認された食品は、法第11条第1項に規定する食品規格に適合しない食品として扱われること。

(4) 改正後的一般規則の6について

本規定は、生鮮食品を中心とする個別の食品について、農薬等毎に、食品規格を定めており、改正前的一般規則の6を踏襲したものであること。

現行基準からの改正点は以下のとおりであること。

① 食品分類の見直しが生じた部分について、必要な形式改正を行ったこと。

- ・ 「その他のあぶらな科野菜」の中に含まれると整理していた「チングンサイ」、「その他のゆり科野菜」の中に含まれると整理していた「にら」及び「その他の野菜」の中に含まれると整理していた「たけのこ」について、それぞれ使用される農薬毎に独立した食品分類を設けたこと。

基準値は、それぞれ「その他のあぶらな科野菜」、「その他のゆり科野菜」及び「その他の野菜」の基準値をそのまま用いていること。

- ・ 香辛料（スパイス及びハーブ）の取扱いについて、新たに国際基準（ヨ

ーデックス基準) が整備されたこと等から、規格基準告示の食品分類においても見直しを行い、新たに「その他のスパイス」及び「その他のハーブ」の食品分類を設けたこと。

スパイス及びハーブの定義については、別添1を参照されたいこと。

当該定義については、規格基準告示全体において共通であること。

- ② 一部の農薬等について、残留基準等告示により新たに新設された食品規格との整合性をとる観点から必要な改正を行ったこと。

具体的には、ジクロルボス及びナレド、デルタメトリン及びトラロメトリンについて新たに食品規格を設定とともに、不要な規格を削除したこと。

- ③ 農薬等の名称の整理その他所要の改正を行ったこと。

(5) 改正後の一般規則の7について

本規定は、個別の生鮮食品に関する農薬等毎の食品規格のうち、今回の改正に当たって新設されたものであり、基本的には6と同様の意義を持っており、同様の運用がなされること。

なお、6及び7を通じて運用上注意すべき点については別添2に示しているので留意されたい。

(6) 改正後の一般規則の8について

農薬等の成分である物質が、食品に自然に含まれる物質と同一であるとき、当該物質が農薬等の使用により残留するものであるか、自然に含まれているものであるかが判別困難であるため、本規定により、農薬等の成分である物質が自然由来でかつ自然に残留する量の程度で残留している場合に当該物質に対して一律基準告示が適用されないこととしたこと。

本規定は、農薬等の成分である物質の残留基準が個別に定められていない場合に適用される規定であり、その性質上網羅的に対象物質を列挙することができないことから、適用については個別に判断するものであること。

(7) 改正後の一般規則の9について

本規定は、6及び7に規定する食品規格のほかに加工食品を中心として個別の食品規格を農薬等毎に定める規定であり、6及び7と同様の運用がなされること。

なお、加工食品の取扱いについては、併せて改正後の一般規則の10及び11を参考されたいこと。

(8) 改正後の一般規則の10について

法第11条第3項の施行により、すべての食品が一律基準の対象となるため、同条第1項に基づく食品規格が定められていない加工食品についても一律基準の規制対象となるのが原則であるが、当該加工食品の原材料が食品規格に適合していれば、当該加工食品についても当該食品に残留する

農薬等の残留値によらずに食品規格に適合するものと解し、一律基準の規制対象とならないものとして扱うこと。

加工食品について、既に科学的検討がなされているものについては、9において食品規格を定めてあり、今後も必要に応じて9に新たな規格を規定していくこととなること。

(9) 改正後の一般規則の11について

食品規格が定められていない食品を原材料として製造され、又は加工される食品については、当該加工食品の原材料が一律基準に適合していれば、当該加工食品についても当該食品に残留する農薬等の残留値によらずに食品規格に適合するものと解し、一律基準の規制対象とならないものとして扱うこと。

4 食品衛生法施行規則関係

法第11条第3項の施行に伴い、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「施行規則」という。）について次の改正を行ったこと。

- (1) 施行規則第32条第4項から第6項までに規定するいわゆる計画輸入制度の適用対象外となる場合に、法第11条第3項の規定に適合しない場合を加えたこと。
- (2) 施行規則別表第二に掲げる食品衛生上の危害の原因となる物質について整理を行ったこと。
- (3) 抗菌性物質と抗生物質について、用語の整理を行い他の関係法令と平仄をあわせるという観点から、表現の適正化を図ったこと。
なお、規制対象については、従来どおりであること。

5 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令関係

法第11条第3項の施行に伴い、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）について次の改正を行ったこと。

- (1) 乳等省令別表に規定する乳等（乳及び乳製品並びにこれらを主原料とする食品をいう。以下同じ。）一般の成分規格について所要の整理を行ったこと。
- (2) 抗菌性物質と抗生物質について、用語の整理を行い他の関係法令と平仄をあわせるという観点から、表現の適正化を図ったこと。
なお、規制対象については、従来どおりであること。
- (3) 乳等について食品規格を定める動物用医薬品の限定がなくなったため、別表第二を削除したこと。

6 食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針関係